

e-Taxで確定申告書を作成する際に「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」にチェックを入れない方法

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和3年分 所得税及び雑所得特別所得税の確定申告書作成コーナー

トップ画面 → 事前準備 → **申告書等の作成** → 申告書等の選択・印刷 → 終了

入力方法選択 → 申告書の作成をはじめめる前に → 収入金額・所得金額入力 → 所得控除入力 → 税額計算・その他の項目の入力 → 計算結果確認 → **住民税等入力** → 住所・氏名等入力

画面提出

住民税等入力

以下の項目について入力が必要な方は、「住民税・事業税に関する事項」をクリックし、入力してください。

Web ページからのメッセージ

TA-W65004
 特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部について、「住民税で申告しない」が選択されます。
 このまま確定申告書等を提出される場合は、「OK」をクリックしてください。
 特定配当等・特定株式等譲渡所得の一部でも住民税で申告するものがある場合は、「キャンセル」をクリックし、住民税・事業税に関する事項から変更してください。

OK **キャンセル**

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 雑所得 | 雑所得

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

住民税上で特定配当等・特定株式等譲渡所得について、申告する場合は「キャンセル」をクリックしてください。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和3年分 所得税及び雑所得特別所得税の確定申告書作成コーナー

トップ画面 → 事前準備 → **申告書等の作成** → 申告書等の選択・印刷 → 終了

入力方法選択 → 申告書の作成をはじめめる前に → 収入金額・所得金額入力 → 所得控除入力 → 税額計算・その他の項目の入力 → 計算結果確認 → **住民税等入力** → 住所・氏名等入力

画面提出

住民税等入力

以下の項目について入力が必要な方は、「住民税・事業税に関する事項」をクリックし、入力してください。

住民税・事業税に関する事項

- 1 給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある方の住民税の徴収方法の選択
- 2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目
- 3 別居の配偶者・親族・事業専従者がいる方の入力項目
- 4 配当所得等がある方の入力項目
- 5 株式等譲渡所得割増控除額がある方の入力項目
- 6 事業所得や不動産所得がある方の入力項目

[詳しくはこちら](#)

< 入力画面に戻る **入力終了(次へ)** >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

個人情報保護方針 | 利用規約 | 雑所得

Copyright (c) 2022 NATI

4 配当所得等がある方の入力項目

・ 非上場株式の少額配当等の金額がありますか？

はい いいえ

・ 配当割増控除額 1,995円

5 株式等譲渡所得割増控除額がある方の入力項目

・ 株式等譲渡所得割増控除額 円

特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部について、住民税で申告不要としますか？ 詳しくは、[こちら](#)をご確認ください。

はい いいえ

1 配当割増や株式等譲渡所得割増の特典が適用される特定配当等又は特定株式等譲渡所得金額について、所得税と異なる課税方式を住民税において選択する場合は、納税通知書の送達時までに確定申告とは別に住民税申告の手続きが必要となります。詳しくはお住まいの市区町村へお問い合わせください。